

た在宅人工呼吸器使用者の災害対策停電シミュレーションDVDを作成し、各区市町村の防災主管課、在宅人工呼吸器使用者災害時支援窓口に配布しました。

さらに、在宅人工呼吸器使用者の災害時支援窓口を明確にするため、毎年、確認調査を実施するとともに、把握した窓口を関係機関に広く周知し、人工呼吸器使用者を把握した際は、その窓口に情報が集まるような体制づくりを行っています。

近年も、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年の台風など、大きな災害とそれに伴う停電が発生しました。とりわけ令和元年台風第19号においては、都内に住む多くの在宅人工呼吸器使用者が、差し迫る災害を前にどのように情報を収集し、何を備えておくべきか、災害を回避するために事前に避難するべきか、避難先をどうするかなどの課題に直面しました。こうした状況も相まって、災害時個別支援計画作成の必要性はさらに高まっています。令和2年12月末現在、区市町村が把握している在宅人工呼吸器使用者のうち、災害時個別支援計画が作成されている方の割合は約7割であり、今後も在宅人工呼吸器使用者の把握と、災害時個別支援計画の作成を一層推進していく必要があります。

### 3 要配慮者対策との関係

#### （1）要配慮者対策を巡る国等の動き

都は、平成25年2月に「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を改訂し、ねたきり等の要介護高齢者や認知症の人、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等を被災のリスクが高い人としています。

国は、平成25年に災害対策基本法を改正し、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を「要配慮者」として定め、区市町村に要配慮者のうち災害時の避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」といいます。）の名簿<sup>\*1</sup>作成を義務付けました。さらに、令和3年5月の一部改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画<sup>\*2</sup>の作成も、区市町村の努力義務としました。区市町村は、名簿や個別避難計画の作成に必要な個人情報を内部で利用できるようになり、本人の同意が得られない場合を除き、災害に備えて、消防、民生委員等の避難支援等関係者<sup>\*3</sup>に名簿情報や個別避難計画情報を提供するものとされました。災害発生時又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係

者その他の者に対し、名簿情報や個別避難計画情報を提供することもできるようになりました。

また、国は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）において、避難支援等関係者等への研修や避難行動支援に係る地域づくりなど、避難行動支援に係る共助力の向上が必要としています。

要配慮者対策を進めるためには、住民に身近な自治体である区市町村を中心となって、地域の中で適切な支援を行う必要があります。

#### 【用語説明】

\*<sup>1</sup> 避難行動要支援者名簿：地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」といいます。）を実施するための基礎とする名簿

\*<sup>2</sup> 個別避難計画：地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画

\*<sup>3</sup> 避難支援等関係者：消防機関、都道府県警察、民生委員、区市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者  
※災害対策基本法では、上記を避難支援等関係者と定めているが、この指針における「関係者」は、区市町村の関係機関を含めた、広い意味で使用している（7ページ参照）

## （2）区市町村における要配慮者対策の状況

全国の「市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査」（令和2年10月1日現在。総務省消防庁調べ）によると、都内62区市町村のうち、①避難行動要支援者名簿を作成済みが61区市町村、②個別計画について「全部作成済」又は「一部作成済」の自治体が42区市町村となっています。

この結果から、平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿はほぼ全ての区市町村で作成されている一方で、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成は必ずしも円滑に進んでいない状況といえます。

### （3）要配慮者対策との連動

自力での避難行動が困難な在宅人工呼吸器使用者への支援は、要配慮者対策の一環として区市町村が主体的に取り組むことが求められます。

また、東日本大震災、その後の計画停電や風水害による停電などの経験により、電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する事態も発生し、在宅人工呼吸器使用者については、要配慮者の中でも特に支援の緊急性が高いことが再認識されました。

各区市町村は、防災部門、福祉部門及び保健部門が十分に連携し、平常時から情報共有を行い、避難行動要支援者に対し、個別避難計画を作成しておく必要があります。在宅人工呼吸器使用者の場合は、自宅に留まった方が安全を確保できる場合があるため、避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだ、災害時個別支援計画の作成が必要です。

### （4）災害時個別支援計画作成の必要性

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」では、区市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から計画を作成することが適当であり、区市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次の点を考慮した方がよいとしています。

- ・地域におけるハザードの状況
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命にかかる者については優先度を判断する際に留意が必要）
- ・居住実態（避難をともにする家族の状況等）

在宅人工呼吸器使用者は、移動が大変難しく、通常の避難行動は困難です。さらに、東京の場合は在宅人工呼吸器使用者が2,000人規模であるため、避難を目的とした入院は難しい状況です。そのため、各区市町村は、あらかじめ人工呼吸器使用者・家族と協同で、個別の事情を反映させた災害時個別支援計画を作成し、自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができます。（「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画」43ページ以降を参照）

地域によって、高潮、火災、川の氾濫、土砂崩れなどの災害が予想される場合には、避難を前提とした対策が必要ですが、それ以外の場合は在宅で災

## 4 区市町村の防災情報の共有

### 【在宅人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関】

在宅人工呼吸器使用者・家族、全ての関係機関は、各区市町村の防災担当部署等関連部署に以下の防災情報を確認しておきます。

- ① ハザードマップ・地域危険度
- ② 災害情報がどのような状況の時に発令されるか
- ③ 災害情報の伝達方法
- ④ 避難行動要支援者名簿への登録の有無
- ⑤ 避難行動要支援者の安否情報の伝達ルート
- ⑥ 指定している避難場所、避難所、福祉避難所及び充電が可能な施設等の場所
- ⑦ 災害時の医療体制（緊急医療救護所の設置場所等）

また、関係機関は、区市町村が開催する防災や要配慮者対策等に関する会議等を活用し、情報を共有することで連携を図っていくことが重要です。

## 5 災害時個別支援計画の作成

### 【在宅人工呼吸器使用者・家族、区市町村（支援窓口、障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署等）、訪問看護ステーション等】

災害時個別支援計画は、区市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成します。作成の実務として、作成の一部を訪問看護ステーション等に委託した場合でも、区市町村は作成主体として適切に役割を果たすことが必要です。

災害時個別支援計画には、在宅人工呼吸器使用者・家族の意向が十分に反映される必要があり、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意を得て作成します。

在宅人工呼吸器使用者・家族に同意を得るときは、次の内容を説明します。

- ・平常時には、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者間で、災害時個別支援計画の情報が共有されること
- ・災害時には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に対して、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意がなくとも、災害時個別支援計画の情報が提供されること

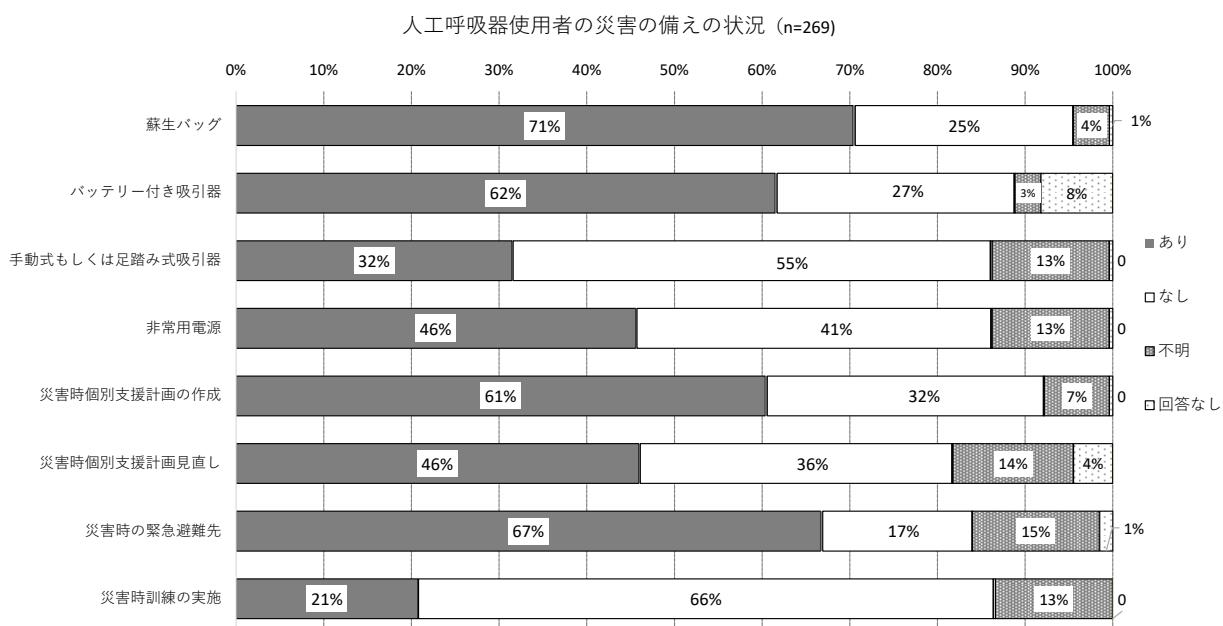
なお、計画の作成は自助・共助・公助を高めることにつながりますが、災

害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないことについても、理解を得ます。

区市町村の支援窓口は、各関係機関（区市町村担当部署、かかりつけ医、訪問看護師、介護支援専門員、相談支援専門員、ホームヘルパー等）に呼びかけるとともに、在宅人工呼吸器使用者・家族を交えて、以下の五つの手順をもとに災害時個別支援計画を作成します。

- ステップ1 起こりうる災害（ハザード）を確認する
- ステップ2 災害予想時・災害発生時の対応を決定する
- ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する
- ステップ4 災害時個別支援計画を在宅人工呼吸器使用者・家族と関係者で共有・保管する
- ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

### ○災害時の準備状況



災害時個別支援計画を作成しているのは 61% であり、災害時の緊急避難先がある者は 67% であった。

蘇生バッグは 71% が所持しているが、非常用電源は 46%、手動式もしくは足踏み式吸引器は 32% の所持であった。

注：参考資料 8 (85 ページ参照) の調査結果のうち、人工呼吸器を使用している東京都の全使用者 (n=269) のデータより、一部を統合して作成

害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（w e b 171）等）やSNSを確認する、訪問看護ステーションが安否や状態を確認し、区市町村の支援窓口等に連絡する、ホームヘルパーからの連絡を待つ、在宅人工呼吸器使用者・家族からメールをもらう、区市町村の福祉のケースワーカーなど災害時要配慮者支援班が訪問して支援窓口等に連絡する、近所の方が訪問して支援窓口等に連絡する、保健所・保健センターが訪問する等、在宅人工呼吸器使用者ごとに異なります。

また、複数の安否確認方法を決めておくことが望ましいです。

区市町村の本庁・支所や保健所等の被災や、予定していた安否確認機関が被災した場合などの対応方法もあらかじめ考えておきます。

#### (イ) 地域における支援者の確保

人工呼吸器が停止するような状況になるなど、搬送が必要な場合には、在宅人工呼吸器使用者・家族のみでの対応は困難です。日頃から、シミュレーションを実施することに努め、家族のみでなく近所の方や民生委員、**消防団、自主防災組織等、地域において複数の支援者を確保しておくことが大切です。** **避難先や避難行動の支援者として、地域に事業所や宿舎等を有する企業等の協力を得ることも検討します。**

**ただし、災害時個別支援計画は、支援者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、在宅人工呼吸器使用者・家族と支援者の双方がそのことを理解しておく必要があります。**

なお、計画の作成や共有、シミュレーションの実施等、関係機関や支援者が集まる際には、感染症の防止策を徹底します。

#### (ウ) 体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先

災害発生時の医療機関の対応は、平常時の対応とは異なる場合があります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担うのか、事前に確認しておく必要があります。

その上で、災害発生時に状態が悪化した場合を見据え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておくなど、事前の備えが大切です。

また、在宅人工呼吸器使用者・家族、関係者は、平常時からどのような状態の悪化が受診、入院の目安となるのかについて、かかりつけ医に相談しておくことが大切です。

まとめた「東京マイ・タイムライン」を公表しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

### 避難行動の判断及び避難するための事前準備

ハザードマップ等の確認	ハザードマップで自分の住んでいる地域に起こりうる風水害のリスクを確認 ※想定される被害の状況（浸水の深さや浸水が継続する時間）や土砂災害警戒区域等の指定の有無を確認し、風水害時の防災行動を検討
環境整備	・災害用の備蓄品や医療器材などを準備
情報の入手方法	区市町村発表の避難情報や気象庁発表の気象情報などを適切に確認できるよう情報の入手方法をあらかじめ整理 <b>【避難情報】</b> ・区市町村のホームページ ・防災行政無線 ・区市町村のメール配信サービス <b>【気象情報】</b> ※常に確認 ・気象庁 気象警報・注意報 ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） ・東京アメッシュ <b>【台風情報】</b> ・気象庁 台風情報 <b>【洪水・浸水情報】</b> ・国土交通省 川の防災情報 ・東京都水防災総合情報システム ・ <b>洪水キキクル</b> （洪水警報の危険度分布）、 <b>浸水キキクル</b> （大雨警報（浸水害）の危険度分布） <b>【土砂災害情報】</b> ・気象庁 土砂災害警戒情報 ・ <b>土砂キキクル</b> （大雨警報（土砂災害）危険度分布） <b>【その他】</b> ・テレビ・ラジオ ・テレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押す） ・緊急速報メール ・東京都防災ホームページ ・東京都防災アプリ

### ステップ3 災害対応に必要な情報を整理する

災害発生時は、あらかじめ決めておいた対応ができないこともあります。また、かかりつけではない医療機関に搬送されることもあります。

災害発生後も適切な支援が継続できるよう、これまでの経過や人工呼吸器の設定、コミュニケーション方法などを整理し、災害時個別支援計画の「緊急時の医療情報連絡票」(51~54ページ)に記載しておきます。難病患者の場合、難病等医療費助成制度の新規・更新手続の際に提出する「臨床調査個人票」の写しを残しておくことも一つの方法です。

### ステップ4 災害時個別支援計画を在宅人工呼吸器使用者・家族と関係機関で共有・保管する

作成した災害時個別支援計画は、原本を在宅人工呼吸器使用者・家族が保管し、在宅人工呼吸器使用者・家族の同意を得て、区市町村の支援窓口のみでなく、区市町村の障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署、かかりつけ医、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業者等の関係者も写しを保管しておき、災害時に連絡を取り合わなくても、それぞれの機関があらかじめ定めておいた対応ができるようにしておきます。また、災害時個別支援計画に記載される避難先等の施設管理者や、要配慮者対策担当部署とも情報を共有しておく必要があります。

災害時個別支援計画の写しは、在宅人工呼吸器使用者宅に印をつけた住宅地図とともに、可能なら在宅人工呼吸器使用者の写真や個別性の高いケアに必要な情報等も添付して保管しておくと、災害発生時に担当以外の者が支援する際に有効です。

災害等による停電に備えて、電子媒体だけでなく、紙媒体でも最新の情報を保管しておきましょう。

### ステップ5 年1回は災害時個別支援計画を見直す

作成した災害時個別支援計画は、在宅人工呼吸器使用者、支援者等の状況によって変化します。そのため、年1回は災害時個別支援計画を見直す必要があります。

サービス担当者会議を活用する、災害時個別支援計画見直しの場を各関係者が集まる機会として位置づけるなど在宅人工呼吸器使用者に合った見直し方法を決めておきます。また、災害時個別支援計画の見直し時には、発電機の作動や外部バッテリーと人工呼吸器の接続、非電源式吸引器や蘇

## （2）在宅人工呼吸器使用者・家族への療養支援

在宅人工呼吸器使用者の状況によってはすぐに避難や受診、入院が必要になる場合もあります。

しかし、在宅人工呼吸器使用者・家族に直接的な被害がなければ、できるだけ在宅療養が継続できる支援体制を整えることが必要です。

区市町村（支援窓口、障害・高齢者等福祉担当部署、保健担当部署）、医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、指定相談支援事業者等は、情報の共有を行い、在宅人工呼吸器使用者に通常どおりの支援が行えるかどうか確認し、災害時であってもQOL（生活の質）が著しく低下することがないよう配慮するとともに、精神的支援も併せて行うようにします。

避難支援を行う場合、あらかじめ決めておいた支援者による支援が困難な場合は、地域において避難支援等への協力が可能な企業や団体等に支援を要請することも検討します。

## （3）災害対策本部への情報提供及び支援の要請

区市町村は、在宅人工呼吸器使用者の在宅療養の継続や避難等に際し、あらかじめ決めておいた方法での支援が困難な場合は、必要な支援についての情報を、区市町村の災害時要配慮者支援班や支援窓口等を通じて、区市町村災害対策本部へ迅速かつ適切に流す必要があります。

緊急搬送、電力復旧、衛生材料等の供給等の支援が必要な場合、消防隊や電力会社、医療関係者、ボランティア等の被災地外からの応援も含めて、区市町村災害対策本部との連携の下に動くことになるため、可能な限り迅速に情報を入れ、支援を要請します。区市町村単独での対応が困難な場合には、区市町村災害対策本部を通じ、東京都へ支援を要請します。

<資料3>

令和3年〇月 改訂版

# 在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画

氏名 \_\_\_\_\_ 様

住所 \_\_\_\_\_

普段療養している部屋の位置 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

**避難済の目印** \_\_\_\_\_

あなたの自宅付近のハザードマップ |  **洪水**  **高潮**  **津波**  **土砂災害**

地震に関する地域危険度 |  **建物倒壊**  **火災**

避難行動要支援者 登録 |  **済**  **未** ➔ ① 登録予定 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
② 登録しない

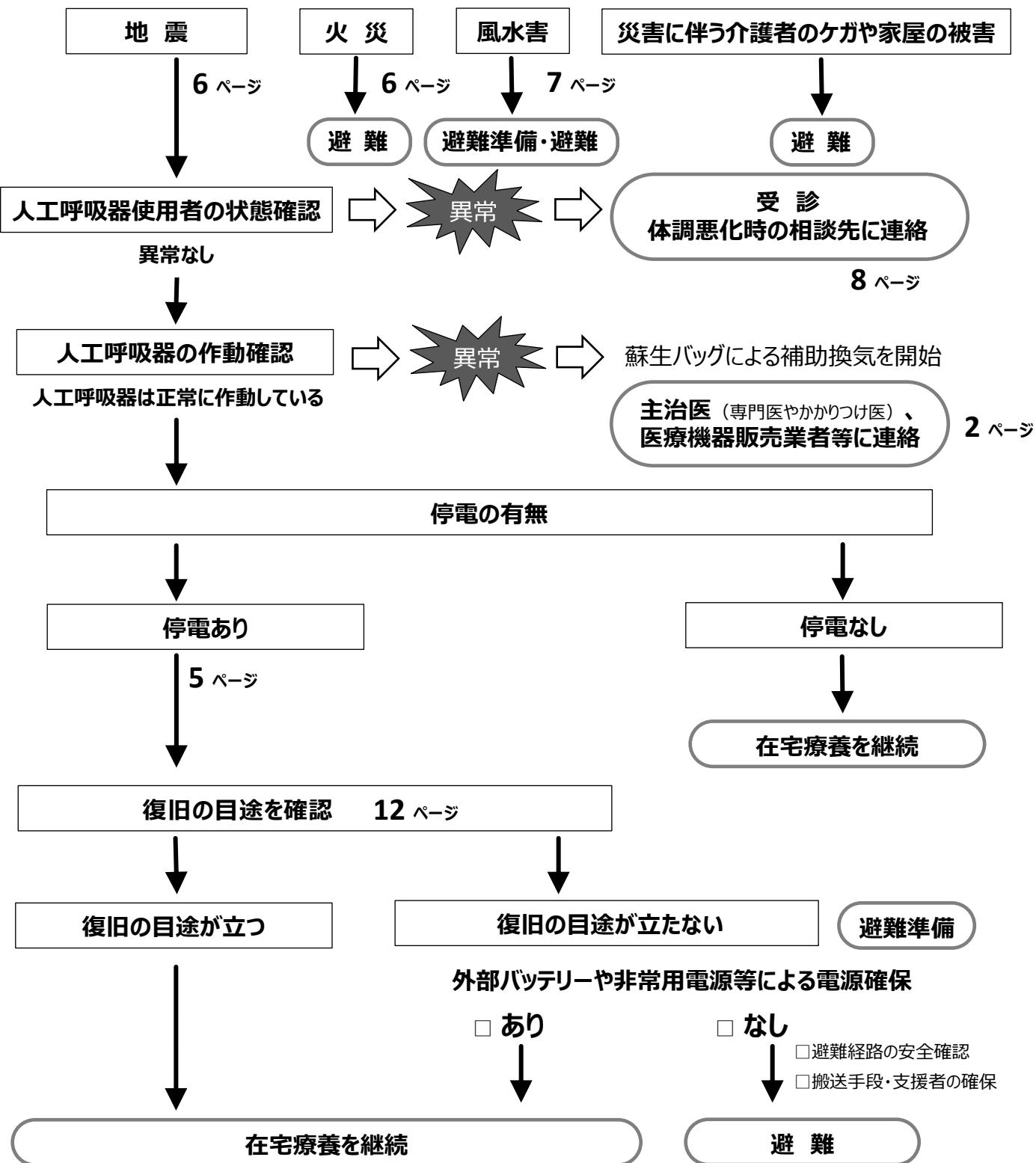
作成日 | \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

更新日 | \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

年 1 回は見直しましょう

## フロー 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ



### 【避難先等】※避難経路を記載した地図を添付しておく

- 公共施設等 \_\_\_\_\_
- 非常用電源設備のある施設 \_\_\_\_\_
- その他 (親戚・知人宅等) \_\_\_\_\_

# 様式 5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

## 日常の備え

- ・ 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。
- ・ 避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく。
- ・ 自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

## 危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

### 警戒レベル 1 【早期注意情報】 情報収集し、必要に応じて避難準備を始める

- 医療機器のバッテリー等の充電
- 非常用電源等の作動確認

### 警戒レベル 2 【注意報】 避難行動を確認。いつでも避難できるよう準備を完了する

台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する

- 避難時持ち出し物品の準備、確認 3 ページ

- 避難経路の確認（添付の地図で確認）

搬送手段の確認 方法 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

避難先への連絡 ①どこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

②どこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

避難に要する時間 ①まで 約 \_\_\_\_\_ 分 ②まで 約 \_\_\_\_\_ 分

### 警戒レベル 3 【高齢者等避難】 すみやかに危険な場所から避難する

- 避難先へ避難

### 警戒レベル 4 【避難指示】 危険な場所からの避難を完了する

- 安否の連絡 2 ページ

---

## 在宅人工呼吸器使用者のための 災害時個別支援計画作成の手引

---

在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成に関する知識や記入方法について示しました。

なお、計画の様式は参考として示したものであり、各自治体の判断で独自に項目を追加したり、アレンジして利用いただいて構いません。

■ 表 紙

- フロー | 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ
- 様式1 | 連絡リスト
- 様式2 | 災害用備蓄リスト – 7日を目安に–
- 様式3 | 停電
- 様式4 | 地震
- 様式5 | 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）
- 様式6 | 緊急時の医療情報連絡票
- 参考 | 災害時の情報リスト

## ■ 表紙

<資料3>  
令和2年7月 改訂版

在宅人工呼吸器使用者のための  
災害時個別支援計画

**1** 氏名 \_\_\_\_\_ 様  
住所 \_\_\_\_\_  
普段療養している部屋の位置 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

**2** あなたの自宅付近のハザードマップ □洪水 □高潮 □津波 □土砂災害  
地震に関する地図危険度 □建物倒壊 □火災

**3** 避難行動要支援者 登録 □済 □未 ➔ ①登録予定 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
②登録しない

**4** 作成日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
更新日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
年1回は更新します

**1** 人工呼吸器使用者の氏名、住所、電話番号を記入する。

普段過ごしている居室の位置を記載する。

例) 集合住宅2階、玄関から入って右の部屋

安否確認のために訪れた関係者に避難済みであることがわかるよう、避難した場合の目印についても決めておく。

### 2 自宅付近のハザードマップ

居住地区的ハザードマップ等を確認し、自宅付近にどのような災害の危険性があるのかを調べ、「洪水」、「高潮」、「津波」、「土砂災害」の中で起こりうるものについて、□にチェックをつける。あわせて地震に関する地域危険度も確認（東京都地域危険度で検索）し、□にチェックを入れる。その他に考えられるハザードがある場合には、空白スペースを活用する。

### 3 避難行動要支援者登録

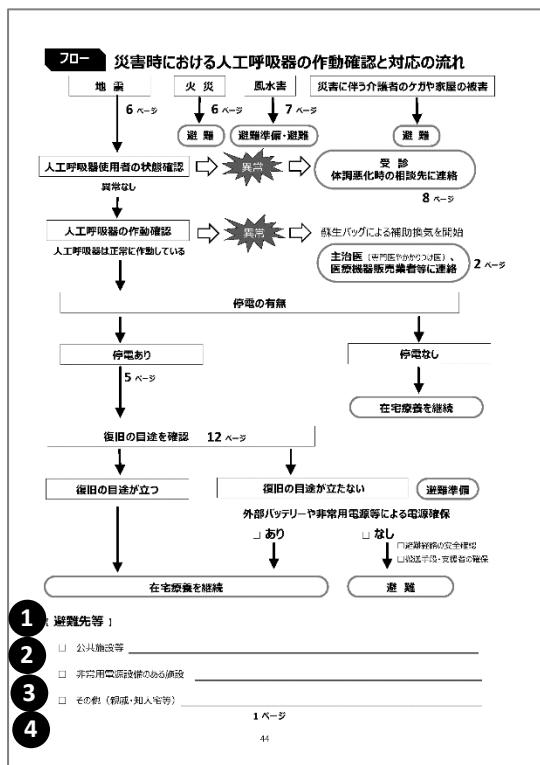
居住地の区市町村の避難行動要支援者名簿への登録が済んでいるか否かについて確認し、□にチェックをつける。居住地の区市町村で、災害時の避難等にかかる行政の支援を受けるためには、避難行動要支援者の名簿登録を行う必要がある。

名簿の作成は区市町村が行うため、詳しくは居住地の区市町村へ確認する。

### 4 作成日・更新日

更新の目安は1年に1度であるが、人工呼吸器の設定や関係機関の変更など必要に応じて更新する。

## ■ 災害時における人工呼吸器の作動確認と対応の流れ（フロー）



災害時における人工呼吸器の作動確認と対応フローを示した。フローに基づき、どのような場合に連絡・相談、避難、受診等を行うかについて人工呼吸器使用者および家族、関係機関等とともに整理し、シミュレーションできることが理想である。また、フローに示すページ数は、災害時個別支援計画のページ番号に対応している。

### 1 避難先等

避難する場合の避難先の名称、住所を記載する。避難経路についてもハザードマップで確認し、安全な避難経路を記入した地図を、計画と併せて保管する。家屋の倒壊や二次災害の危険がない場合には在宅療養を継続する。

### 2 公共施設等

避難場所、避難所、福祉避難所等の名称、住所を記載する。

### 3 非常用電源設備のある施設

自宅近くで非常用電源設備等があるところ（医療機器の外部バッテリー類の充電ができるところ）を確認し記載する。複数箇所を記載できることが望ましい。

### 4 その他

## ■ 様式 4 地震

様式 4 地震		
<b>① 確認</b>	事前に準備しておくこと	
人工呼吸器使用者の状態	<input type="checkbox"/> 呼吸していない <input type="checkbox"/> SpO <sub>2</sub> など、パルサーカインに表示はない <input type="checkbox"/> 人工呼吸器モニターなどに変化はない <input type="checkbox"/> ケガをしていないか	
人工呼吸器の作動状況	<input type="checkbox"/> 正常に作動しているか <input type="checkbox"/> 搪氣回路の栓が詰まっているか <input type="checkbox"/> 人工呼吸器モニターの（設定値）が変わっていないか	
家族らにケガはないか	<input type="checkbox"/> 家族らにケガはないか	
療養環境	<input type="checkbox"/> 家庭や介護施設は大丈夫か <input type="checkbox"/> ライフライン（電気・水道・ガス）は大丈夫か <input type="checkbox"/> ガス漏洩トラブルはないか	
<b>② 対応</b>	普段から、人工呼吸器使用者のベッドやその周辺に転倒・落下してくる物がないよう整える。	
近隣で火災発生	<input type="checkbox"/> 近隣者に避難を求める <input type="checkbox"/> 安全な場所へ避難（複数） <input type="checkbox"/> 司令とあわせた災害対応指揮	
停電発生	<input type="checkbox"/> 停電時の備蓄ごとに記載	
<b>③ 安否の連絡</b>	地震が起きた時は下記を確認し、□にチェックを入れる。	
	1 ページ	
	2 ページ	
	3 ページ	
	4 ページ	
	5 ページ	
	6 ページ	

### 事前に準備しておくこと

普段から、人工呼吸器使用者のベッドやその周辺に転倒・落下してくる物がないよう整える。

地震が起きた時は下記を確認し、□にチェックを入れる。

#### ① 確認

##### 人工呼吸器使用者の状態

揺れが収まったら、人工呼吸器使用者に問題が生じていないか確認する。顔色や酸素飽和度の値、換気量が著しく減っていないか等人工呼吸器のモニター値を確認する。

##### 人工呼吸器の作動状況

人工呼吸器が正常に作動しているか確認する。異常な音や臭いはしないか、人工呼吸器のモニター値（設定値）が変更していないか等確認する。

また、家族らにケガはないか、療養環境について確認する。

#### ② 対応

地震の後には火災が発生する危険があるので、区市町村の防災行政無線などに注意する。近隣で火災が発生した場合に、すぐに安全な場所に避難できるよう（ ）内に避難先を記載しておく。停電の場合は、様式 3（5 ページ）に沿って停電時の対応を行う。

#### ③ 安否の連絡

安否の連絡は、様式 1（2 ページ）に従って、人工呼吸器使用者・家族から安否確認者へ発信する。

ただし、地震の時は、停電が長期化することを見据えて、安否確認者は連絡のみでなく訪問等により直接安否確認を行う。人工呼吸器使用者・家族の状態や人工呼吸器の作動等を確認し、在宅療養が継続できるかどうかを判断し、区市町村担当部署と連携して対応する。

また、どういう場合に（例：震度○以上）安否確認を行うかを、あらかじめ決めて、様式の余白に記載しておくとよい。関係者が安否確認のために訪問した時には、すでに人工呼吸器使用者・家族が避難している場合もあるため、避難済みの目印（表紙を参照）について予め決めておき、関係機関で共有しておく。

## ■ 様式 5 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）

日常の備えとして、①機器の作動時間、作動方法の確認、②避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく、③自宅、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度などに応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

#### ① 警戒レベル 1

医療機器のバッテリー等の充電や非常用電源等の作動確認を行い、□にチェックをつける。

#### ② 警戒レベル 2

避難時持ち出し物品の準備、確認

**様式 5 | 風水害（洪水、高潮、土砂災害等）**

日常の備え！

- 機器の作動時間、作動方法を確認しておく。
- 避難に備え、様式 2（3 ページ）の持ち出し物品をまとめておく。
- 自家、避難先、避難経路のハザードマップを確認し、予想される災害の程度や搬送支援者の確保状況等に応じて、避難のタイミングや避難先を決めておく。

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報の確認と取るべき行動の目安

**1 警戒レベル 1【早期注意情報（警戒級の可能性）】** 情報収集し、必要に応じて避難準備開始する

区域警報のパッタリ等の芽寧  
 非常用電源等の作動確認

**2 警戒レベル 2【注意報】** 避難行動を開始。いつでも避難できるよう準備を完了する  
台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始を検討する

避難時持ち出し物の準備、確認 3 ページ  
 搬送手段の確認 方法 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
 避難先への連絡 のぞこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
などこ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

**3 警戒レベル 3【避難準備・高齢者等避難開始】** すみやかに避難を開始する

避難先へ避難開始  
 避難に要する時間 ①まで 約 \_\_\_\_\_ 分 ②まで 約 \_\_\_\_\_ 分

**4 警戒レベル 4【避難警告】** 避難完了を目指す

安否の連絡 2 ページ  
アペラ  
50

避難を想定し、様式 2（3 ページ）を参考に、持ち物を確認し、□にチェックを入れる。台風など大規模な災害が予想される場合は、この段階での避難開始も検討する。

### 避難経路の確認

予め避難経路を記入し準備しておいた地図を使用し、安全な避難経路を確認する。

### 搬送手段の確認

あらかじめ決めている搬送手段を記載する。避難する場合は、早めに搬送支援者・避難先に連絡し、避難できることを望ましい。気象情報をこまめに確認し、搬送支援者に出発予定期刻等を伝える。

### 避難先への連絡

避難先は、浸水の深さ、浸水が続く時間などを考慮して、あらかじめ決め、その避難先を記載する。避難する場合は到着予定期刻を連絡する。

### 避難に要する時間

搬送支援者への連絡や搬送手段も考慮したうえで、避難に要する時間を記載しておく。

## 3 警戒レベル 3

### 避難先へ避難

風水害が予想されている場合、風雨が強くなる前に、浸水の危険性が低い場所へ早めに避難できればより安全である。避難情報を確認し、避難する。

## 4 警戒レベル 4

### 安否の連絡

避難が完了し安全を確認したところで様式 1（2 ページ）に従って安否確認者へ連絡する。

※日頃の外出の機会は、移動方法、バッテリーの作動時間、避難経路の確認ができ、避難訓練になる。

## ■ 様式 6 緊急時の医療情報連絡票

### 様式 6 緊急時の医療情報連絡票

人工呼吸器使用者の状況に関する情報の表示欄などの最新情報を一括で保管し、いつ、どの通路を、災害時各に初めて対応する専任担当者が伝えられるべき情報をまとめたものです。人工呼吸器の飛沫吐内容が変更した場合には、かかりつけ医や訪問看護スタッフ等に連絡して、作成・更新してもよいです。**緊急時の際にはこの様式を見せましょう。**

#### 体調悪化時の相談先・受診の目安となる状態

相談先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

受診先 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

【受診の目安となる状態】 ※平常時に主治医に連絡しましょ

【基本情報】		記入日 年 月 日		
氏名 (姓)	( )			
生年月日	年	月	日	
性別	男	女	性別	
住 所	TEL			
診療科				
既往歴 既往症				
今までの既往	既 往	年 月	人工呼吸器装置	年 月
既往症の変遷				
既往症の変遷	11 ページに於けるおもな手帳のコピーなどを貼っておきましょ			
既往症	身長	cm	体重	kg
既往症	cm	kg	脈拍	回/分
既往症	kg	kg	SpO <sub>2</sub>	%
既往症	□ 会話	□ 平漠	□ 文字認	□ 呼吸困難 ( )
既往症	□ その他 ( )	□ その他 ( )		
コミュニケーション	□ その他 ( )			

8 ページ  
51

災害時は、人工呼吸器使用者の健康状態を理解しているかかりつけ医や訪問看護ステーション等の支援を受けられず、緊急でかかりつけ医以外の施設に受診・入院する可能性がある。そのような場合に備え、必要な情報を記入しておく。災害時以外にも旅行等の外出時に携帯するとよい。

受診の際には災害時個別支援計画を持参し、見せるようにする。

### 体調悪化時の相談先、受診の目安となる状態

災害時に状態が悪化した場合を見据え、受診の目安となる状態や、相談先を決めておく。

#### 1 相談先

発災時のかかりつけ医の役割や区市町村の医療体制等を確認した上で相談先を事前に決めておき、記載する。本人の状態をアセスメントできる機関（例：かかりつけ医・訪問看護ステーション等）と人工呼吸器使用者が医療にアクセスが可能となるよう調整できる区市町村の窓口部署（例：

新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点  
(令和3年7月時点)

人工呼吸器使用者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。

1) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について

災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、マスク着用や咳エチケット、手指消毒、三つの密（密閉・密集・密接）の回避等、感染予防を徹底しましょう。

三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指します。災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。

また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、感染予防に十分留意することが必要です。

2) 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。

人工呼吸器使用者は、災害時個別支援計画に沿い、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しますが、関係機関が療養支援のため訪問を行う場合は、感染予防に十分留意し、体調悪化時には、あらかじめ決めておいた相談先に相談するよう支援します。

在宅にとどまることが危険な場合、避難を行いますが、密を避けるため、公共施設以外の避難先（予め決めておいた親戚や知人宅等）への避難や、ホテルや旅館を避難先として活用することも検討します。公共施設へ避難する場合は、感染予防対策を徹底し、福祉スペースの設置されている施設への避難を検討します。

※「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）令和2年6月」を参照

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjoguideline\\_COVID-19.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjoguideline_COVID-19.html)

3) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

風水害などに備えてホテルや旅館への避難を検討する場合は、受け入れについて事前に調整しておきましょう。

感染症には、新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症や、インフルエンザウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

また、新型コロナウイルスを含む新興感染症への対策は、感染経路等の解明が進むにつれ

変化する可能性があります。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。

## 避難情報と防災気象情報の一覧表

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合せたり避難の準備をしたり、自主的に避難

**上段太字**：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）  
**下段細字**：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1)HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。

\*2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水警)の対象としている。

※3) 水位閑知海岸において都道府県知事から発表される情報、台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急速に起るため、潮位が上昇してから行動していくことは安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4)「大雨警報(土砂災害・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに適用する。

※5)高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧にトリ高波にによる予想される場合に高潮警報として発表するため、両方を警戒レベルⅣ相当情報に位置付けている。

(注)本資料だけでは、気象庁が提供する「大雨警報(十日空寒波)」の危険度分布・上越市道府県が提供する「十日空寒波危険度情報」をまとめて、「十日空寒波の危険度分布」上越市